

一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター [令和5年度 事業計画]

実施時期	令和5年4月1日～令和6年3月31日
目的	<ul style="list-style-type: none"> * 犯罪被害者等支援の人材育成、相談業務・直接的支援等の実績作り、広報啓発活動、組織体制の整備、財政基盤の強化を図り「総合カウンセリング支援」にむけたの道北の拠点を目指す。
目標	<ul style="list-style-type: none"> * 犯罪被害者・心に悩みを抱える人への持続可能な支援をめざし、組織体制の整備と自立計画を策定する。 <p style="margin-top: 10px;">① 犯罪被害者相談員等の資格を満たす人材の確保・育成 ② 犯罪被害者等のニーズに応える支援活動を行うとともに、直接的支援に関する広報啓発活動 ③ 性犯罪に関係した法律相談、性犯罪・性暴力被害者支援等を行い支援体制の強化 ④ 円滑な組織運営のために必要な人材・設備の確保による体制の整備 ⑤ 収入（会費・賛助会費・寄付金等）の増加による財政基盤の強化 ⑥ 各種規程・規則等の整備 道北エリアの支援の継続と充実、効率化を図る。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> * 定時社員総会・理事会（年2回：6月・3月） * 事業計画・会計予算・事業報告・会計決算報告の作成 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> * 定例相談室事務局会議 * 各事業部との連携 * 養成講座事務 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> * 活動資金調達に向けての計画作成 * 関係機関・団体との連携 * その他の部門に関する業務

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援事業	電話相談	<ul style="list-style-type: none"> * 犯罪被害者相談（月・火・木・金曜） (0166-24-1900) * 全国共通ナビダイヤル（祝日・年末年始を除く） (0570-783-554) 	10時～15時 7:30 ～22:00	<p>① 1級認定後1～2年の間に実務研修を修了し、犯罪被害者相談を担当</p> <p>② 面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者等（自宅訪問有り）</p> <p>③ 弁護士会、医師会、警察等との連携を密にしてそれぞれの役割を担って、被害にあった方、又その家族の方々の支援を行う。</p>
		面接相談	<ul style="list-style-type: none"> * 犯罪被害者面接相談（予約制…月・火・木・金曜） 	10時～15時	
		直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> * 付添支援（病院・検察庁・警察署・裁判所等） 	随時	<p>④ 要望に応じて付き添いの実施</p>
			<ul style="list-style-type: none"> * 性暴力被害者支援センター（さくらこ）との提携 * 家事支援（平成25年4月より実施） * 物品等の貸出（平成25年4月より実施） 		<p>⑤ 要望に応じて家庭訪問やカウンセリングの実施</p>

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第1号	犯罪被害者支援 事業	啓蒙・啓発	* 各種講演会等開催及び機関誌発行、マスメディアの活用、リーフレット・物品等配布により一般に広く啓蒙・啓発する。 ・支援の輪 チャリティコンサート ・正会員・賛助会員の増加 ・寄付型自販機の設置(変更)依頼 ・ホンデリング～本で広がる支援の輪 ・講師を積極的に派遣、地域社会に貢献(自衛隊、刑務所、看護学校、法務局等)	年数回	・大型店、駅前広場、公民館等にて、リーフレット・グッズ等の配布 ・新聞、Webサポの活用 ・和洋楽器演奏等 ・HPに掲載、啓発チラシ等 ・年度中に設置箇所増を目標 ・個人、法人、関係機関等に協力依頼 ・犯罪被害者等についていろいろな場で、講話やカウンセリングを行う。
			* 機関誌「きずな13号」の発行	年1回	・2,000部、個人・関係機関等へ配布
			* 関係機関・法人・市町村等が発行する広報媒体への当センターに関する広告掲載の依頼と協力要請をする。	適宜	・機関誌送付上で当センターの活動をPRする。
			* 当センターの広報活動を適宜行う。	適宜	・リーフレット、チラシ等を随時活用
		相談員研修	* 実務研修(毎年) ① 資質向上のための現職研修 ② 弁護士、精神科医、臨床心理士等による講義 ③ 警察・検察庁・行政機関との連携 ④ スーパーヴァイズ	年約10回	・犯罪被害者相談員のための研修
			① 資質向上のための現職研修 ② 弁護士、精神科医、臨床心理士等による講義 ③ 警察・検察庁・行政機関との連携 ④ スーパーヴァイズ	1~2年修了	・犯罪被害者等基本計画・法制度等
			③ 警察・検察庁・行政機関との連携	後に被害者相談を担当	・犯罪被害者等の心理の学習
			④ スーパーヴァイズ	随時	・関係機関との緊密な連携 ・相談員に対して行うカウンセリング
		研修会参加	* 北海道犯罪被害者等研修会 * 各関係機関が主催する研修会 * 上半期北海道・東北ブロック研修会 * 下半期北海道・東北ブロック研修会 * 全国犯罪被害者支援フォーラム2023、秋期全国研修会 * 直接的支援研修会、課題研修等	10月 随時 7月 11月 10月 未定	ウィズコロナ社会を押さえ、参加可能な研修会に参加の方向。Web研修への参加に向けた整備
			* 心の悩み相談(火・木曜日) 0166-27-7611	10時～15時	・1級認定者が担当
			* 心の悩み相談業務(予約制)	10時～15時	・面接相談は電話相談の結果、面接相談を希望する者

[令和5年度-2]

定款	事業項目	業務名	事業内容	実施予定	対象・方法
第4条 第1項 第3号	養成講座・審査 ・研修事業	養成講座	* カウンセラー1級講座（毎年数名程度）	年30回	・令和5年5月～10月（1級受講2年目以降）
			* カウンセラー2級講座（隔年約10数名）	年55回	・募集を休止
			* カウンセラー3級講座（隔年約40名程度）	年40回	・募集を休止
			* 公開講座の実施（石垣靖子顧問）	9月30日	・関係機関への案内状を発送。
		審査認定 ・研修	* 審査認定1級審査認定（レポート）	12月	・修了者（希望者）を対象に審査
			* グループワーク（1級、相談員他）	9/16(土)	・年1回実施（午前・午後）

その他の項目	活動指針（組織の維持）
体制の維持整備	<ul style="list-style-type: none"> * 役員体制の充実（弁護士、医師、大学教員、臨床心理士、商工会議所、税理士、行政書士、学識経験者等） * 会員増の取組を進める。 R4年度状況（正会員：30個人・2法人）（賛助会員：41個人・110法人） * 各種規程・規則等の整備 * 常勤・非常勤の事務局員3名配置（令和2年度以降）。常勤事務局員（事務局長）の稼働日変更→火・木・金曜 勤務。
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> * 財政強化のため理事長、各理事及び事務局等が一体となり、道北地区の法人・団体等に正会員・賛助会員加入促進と寄付型自販機設置（また変更）の働きかけ。F R担当理事は専務理事とする。 * 「ホンデリングプロジェクト～本で広がる支援の輪～」で不要古本、書損葉書等の提供を広く呼びかける。 * 一般市民参加の特別講演会、公開講座、チャリティコンサート等開催会場においてリーフレット、啓発物品等の配布による広報・啓発活動の実施。賛助会員の増加を図るとともに寄付金を募る。
物品の購入	<ul style="list-style-type: none"> * 業務拡張に伴い環境整備のために必要な備品・物品の購入 * 性犯罪被害者等への物品の貸出し（衣類、衛生用品、靴等） * 病院等への医療の立替金（性犯罪被害者等のみ）等
その他	<ul style="list-style-type: none"> * 全国共通フリーダイヤル 0120-079714（7:30～22:00 被害者相談室開設時間以外は東京へ） * 北海道警察旭川方面本部、北海道、旭川市、各市町村担当部署等との連携強化 * 性暴力被害者に関しては、方面本部、性暴力被害者支援センター北海道（SACRCH）、森産科婦人科病院との連携 * 市町村広報紙に当センター相談室PR記事掲載依頼。市町村HPから当センターHPへリンク依頼、募金箱設置依頼等 * 法人・団体賛助会員（1口10,000円以上）に「賛助会員之証」の配付（R2年度末現在：110法人に配付） * 北海道警察と犯罪被害者直接支援業務委託契約（委託料） * HPの随時更新。徽章（バッジ）の普及 * 本年度の助成金：日本財團（犯罪被害者支援に関わる人材育成） R4年度166万円→R5年度160万円

[令和5年度-3]

